

兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する条例

平成23年2月20日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき兵庫県後期高齢者医療広域連合が臨時的に任用する職員で常勤のもの（以下「臨時的任用職員」という。）の給与、休暇等に関し、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 臨時的任用職員の給与は、次に掲げるものとする。

- (1) 給料
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 休日勤務手当
- (4) 通勤手当

(給料)

第3条 給料は日額とし、その額はその職務の内容及び責任の軽重を考慮し、8,350円を超えない範囲内において規則で定めるものとする。

(給料の減額)

第4条 臨時的任用職員が勤務しないときは、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第6条に規定する休日（以下「休日」という。）による場合、年次有給休暇による場合その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務をしない1時間につき、1時間当たりの給料額（給料日額を1日の勤務時間で除した額をいう。以下同じ。）を減額する。

(時間外勤務手当)

第5条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた臨時的任用職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給料額について、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した臨時的任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務
100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
100分の135

2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務の時間が1か月について60時間を超えて勤務した臨時的任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につ

き、1時間当たりの給料額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第6条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた臨時的任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給料額に100分の135から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、通勤のために交通機関を利用し、その利用距離が1キロメートル以上あり、その運賃を負担することを常例とする臨時的任用職員に支給する。

2 通勤手当の額は、通勤に要する運賃額（普通料金）をもって支給日額とする。ただし、支給日額の限度額は、2,000円とする。

3 支給日額に勤務日数を乗じた額が、計算始期に購入できる1か月の通勤用定期券代を超える場合は、その1か月の通勤用定期券代をもって限度額とする。

（給与の支払）

第8条 給与は、法令に特別の定めがある場合を除いて、月の1日から末日までの期間について、その月額的全額を、規則で定める日に支給する。

（年次有給休暇）

第9条 年次有給休暇は、規則の定めるところにより付与するものとする。

（免職）

第10条 臨時的任用職員が、地方公務員法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合又は臨時的任用の事由がなくなった場合においては、その意に反して、免職することができる。

2 前項の規定による免職の処分は、その旨を記載した書面を当該臨時的任用職員に交付して行うものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。